

新型インフルエンザ等対策特別措置法 新旧対照表 目次

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三条関係） · · · · ·
- 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（附則第四条関係） · · · · ·
- 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）（附則第五条関係） · · · · ·

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法新旧対照条文

## ○地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）（附則第三条関係）

（――部分は改正部分）

改 正 後

第二百四条  
(略)

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 (略)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

現 行

第二百四条  
(略)

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 (略)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律 事 務

法 律 事 務

	(略)	
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)	(略)
(新設)	(略)	(略)
	(略)	(略)

○地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（附則第四条関係）

( ) 部分は改正部分

改  
正  
後

現  
行

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一〇二十九  
(略)

三十 新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一〇二十九  
(略)

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五条号）（附則第五条関係）

（部分は改正部分）

改  
正  
後

（他の法律の適用の特例）

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

2 ・ 3  (略)	2 ・ 3  (略)	号	律第 二十四年法	置法 (平成)	対策特別措 ルエンザ等	新型インフ 株式会社東日 本大震災事業 者再生支援機 構法	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ	第二条第四号			第十七条第一 項及び第五十 六条第三項	内閣府令・ 内閣府令・復興 令	内閣府令・ 内閣府令・復興 令	内閣府令・ 内閣府令・復興 令	内閣府令・ 内閣府令・復興 令
			政組織法	並びに国家行 政組織法	国家行政組 織法					

現  
行

（他の法律の適用の特例）

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

2 ・ 3  (略)	2 ・ 3  (略)	株式会社東日 本大震災事業 者再生支援機 構法	(略)	(略)	(略)	(略)
		第十七条第一 項及び第五十 六条第三項	内閣府令・ 内閣府令・復興 令	内閣府令・ 内閣府令・復興 令	内閣府令・ 内閣府令・復興 令	内閣府令・ 内閣府令・復興 令

